

令和3年度 重点的に取組む事項について

令和3年度 第1回全国健康保険協会沖縄支部評議会
(令和3年7月19日)



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

➤ 令和3年度重点的に取組む事項について(業務グループ)

1. 柔道整復施術療養費申請書について、多部位・頻回受診者への患者照会等の実施

【取組内容】

- (1)2部位かつ10日以上の受診者に対し照会を行い、施術内容の確認及び適正受診の周知を行う。
- (2)3部位、頻回受診者が多い施術所への啓発文書を送付する。
- (3)不正が疑われる施術所に対し面接確認委員会を実施する。

2. 被扶養者資格再確認業務

【取組内容】

厚生労働省の通知に基づき、再確認業務についても厳格な方法で実施する必要があることから、昨年度に引き続き、被保険者と別居している者、および海外在住(国内に住民票がない)者等に対し、確認書類の提出を求めることとします。

【被保険者と別居している者】…仕送りの事実と仕送り状況が確認できる書類

【海外在住の者】…海外特例要件に該当していることが確認できる書類

ただし、以下の者は除きます

- ①令和3年4月1日時点で18歳未満の者
- ②令和3年4月1日以降に被扶養者となった者
- ③任意継続被保険者の被扶養者

実施期間

- (1)リスト送付時期 令和3年10月下旬～11月中旬
- (2)リスト提出期限 令和3年12月20日(月)

➤ 令和3年度重点的に取組む事項について(レセプトグループ)

1. 効果的なレセプト内容点検の推進

【取組内容】

- (1) 他支部での再審査結果(査定事例)を参考にして、システムによる自動点検のためのメンテナンスを常時実施、効率的な点検を推進する
- (2) レセプト点検員と担当職員との面談を毎月実施し、点検員個々の能力把握に努める。また、目標達成に向けての課題や進捗状況を共有し、研修等を通じた点検員のスキルアップを促し、レセプト点検の質的向上を図る

2. 債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

【取組内容】

- (1) 保険証未返納者に対する10営業日以内の文書催告、電話催告の実施する
- (2) 未返納者の多い事業所への文書等による保険証添付の周知徹底を図る
- (3) 返納金債権の早期回収及び保険者間調整の積極的な活用を図る
- (4) 費用対効果を踏まえた法的手続きを実施する

➤ 令和3年度重点的に取組む事項について(保健グループ)

1. 健診関係

【取組内容】

(1) 事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えの推進 【事業所・被保険者への働きかけ】

被保険者数が比較的多いが、生活習慣病予防健診の受診率が低い事業所へ働きかけ、健診費用の補助がある生活習慣病予防健診を利用することで、定期健康診断(事業者健診)の費用と大差がない費用で、充実した健診を受けることができる等を訴え、切り替えを推進する。

(2) 事業者健診結果データ提供の推進 【事業所への働きかけ】

受診率への影響が大きいと見られる事業所や業態へ、事業者健診結果データの提供を推し進める。労働局や沖縄県医師会等の関係機関と連携を図り、事業者健診結果データの取得の向上を図る。

(3) まちかど健診等(特定健診)の実施 【被扶養者への働きかけ】

お住まいの地域等で気軽に特定健診を受けていただけるようショッピングセンター等に会場を設け、「まちかど健診」を実施し、受診率の向上を図る。

令和3年度は実施回数を増やし、11月から12月に10会場(11回)実施する計画。

また、市町村が実施する集団健診会場で、協会けんぽの被扶養者も受診できるよう調整し、特定健診受診の機会を確保する。

➤ 令和3年度重点的に取組む事項について(保健グループ)

2. 保健指導関係

【取組内容】

(1) 特定保健指導実施率向上の取り組み 【事業所・被保険者への働きかけ】

特定保健指導の訪問事業所で、面談未実施の方が多い場合、特定保健指導の目的を伝え再勧奨する。また、新型コロナウイルス拡大の影響等を踏まえ、情報通信技術を活用した保健指導を拡充する。

(2) 特定保健指導対象者の減少率に向けた取り組み 【人材育成・健診機関への働きかけ】

保健師等への研修や人材育成プログラムにより、保健指導の質向上を図る。また、特定保健指導の中断率が平均値を上回る健診機関について、ヒアリングや意見交換を実施し、健診機関と協会けんぽで協働で対策を検討する。

(3) まちかど特定保健指導等の実施 【被扶養者への働きかけ】

上記の「まちかど健診」を受診し、特定保健指導の対象となった方を対象に、約1か月後に同じ会場で特定保健指導を受けることができる「まちかど特定保健指導」を実施する。また、包括協定を締結している市町村と協会けんぽで、健診後の結果説明会を合同で実施する。

(4) 重症化予防事業 【被保険者への働きかけ】

生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖で要治療と判断されたが、医療機関に受診していない方に対し、文書、電話、面談による受診勧奨を実施する。また、糖尿病性腎症重症化予防事業については、保健指導専門機関や市町村へ委託できるよう調整する。

➤ 令和3年度重点的に取組む事項について（企画総務グループ）

1. 5者協定に基づく健康会議の定期的な開催及び連携事業の推進

【取組内容】

令和3年3月18日に締結した「沖縄県の働き盛り世代に係る健康づくりの推進に向けた包括協定（通称：5者協定）」を実効性のある協定とするためにも、5者による定期的な健康会議を開催し、準備が整った事業から順に、連携事業として実施していく。

2. うちな～健康経営宣言への切換え及び加入拡大

【取組内容】

福寿うちな～健康宣言（協会けんぽ）及びひやみかち健康経営宣言（沖縄労働局）に加入していた事業所に対して、うちな～健康経営宣言への切換え手続きを進めていくとともに、新規事業所としての加入勧奨も5者で連携し、実施していく。

3. 調査分析事業（重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析）

【取組内容】

令和元年度から令和2年度に実施した調査分析事業について、12月に開催予定の沖縄県公衆衛生学会での発表及びプレスリリースを実施していく。

4. 健康保険委員研修会のWEB開催

【取組内容】

コロナ禍における健康保険委員研修会の開催形式として、これまでの集合形式による研修会の開催（令和2年度は開催を中止）ではなく、新たな試みとしてWEBを活用した研修会の開催を企画する。